事業契約書（素案）に係る質問・意見に対する回答

■事業契約書(素案)

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第1	1	(1)	ア	(a)				
1	事業契約書 (素案)	入札保証金について	—								貴市の契約規則第3条では、「入札保証金の率は、その入札に参加しようとする者の見積金額の100分の5以上とする。」と記載がありますが、事業者の負担が非常に重く、先行事例等を確認しても「免除」としている事例がほとんどです。入札保証金については「免除」として頂けないでしょうか。	入札保証金は免除とします。
2	事業契約書 (素案)	前文	—								議決を得られなかった場合にどのようになるのか記載を追加していただきたくお願いいたします。	議決が得られない理由に応じて、PFI事業として再度公募、他の事業方式による事業者募集などの選択肢を検討し、対応します。
3	事業契約書 (素案)	契約の保証	8	第13条							維持管理運営業務に関しての記載が欠落していると思います。	維持管理運営業務に関しての保証について、追記します。 修正版文書を参照してください。
4	事業契約書 (素案)	本施設の建設に伴う近隣対策	18	第37条	2						本施設設置に関し合理的に対策しても不可避なものに関する費用等は熊谷市で負担していただきたくお願いいたします。	事業者公募時点で公開情報や市から提示する資料に基づいて、事業者が多大な追加的費用の負担なく認識できる課題への対策については、事業者の負担とします。詳細については、具体的事案に応じて、協議します。
5	事業契約書 (素案)	本施設の建設に伴う近隣対策	18	第37条	6						本施設設置自体に関する近隣対策で本件工事が遅延した場合の費用等については熊谷市の負担としていただきたくお願いいたします。	原案のとおり、「本施設を設置すること自体に関する近隣対策に起因して事業者に本事業の実施について発生した増加費用及び損害については、熊谷市が負担する（ただし、逸失利益については負担しない。）」とします。
6	事業契約書 (素案)	完工予定日の変更	21	第44条	1						第41条第1項の不可抗力の場合も完工予定日の変更請求を認めいただきたくお願いいたします。	原案のとおりとします。 第41条は「工事の中止」に係る規定であり、その手続きを示しています。一時中止する場合は、同条5項に定めるところの協議によって、完工予定日等の変更を行います。
7	事業契約書 (素案)	維持管理・運営業務に伴う 近隣対策	28	第62条	2						本施設設置に関し合理的に対策しても不可避なものに関する費用等は熊谷市の負担としていただきたくお願いいたします。	事業者公募時点で公開情報や市から提示する資料に基づいて、事業者が多大な追加的費用の負担なく認識できる課題への対策については、事業者の負担とします。詳細については、具体的事案に応じて、協議します。
8	事業契約書 (素案)	調理業務	28	第63条	1						「事業者は、熊谷市が調達し検収した食材により、熊谷市が作成した献立に基づいて給食調理を行う。」とありますが、 検収は事業者の役割ではないですか。	以下のとおり修正します。 「事業者は、熊谷市が調達した食材により、熊谷市が作成した献立に基づいて給食調理を行う。食材の検収は事業者が行う。」 詳細は修正版文書を参照してください。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第1	1	(1)	ア	(a)				
9	事業契約書 (素案)	開業準備期間 開始前の解除	35	第84条	2						事業者帰責による開業準備期間開始前の事業解約時について、出来形部分が存在する場合は貴市が当該出来形部分について検査に合格した部分を買い取り、所有権を取得することが「できる」とされていますが、事業解約時に検査に合格した出来形部分を貴市が買い取らない可能性がある場合、事業者に対するリスクが大きく、また、金融機関の融資等の審査にも影響を与えるものと存じます。 従い、事業者帰責の場合も、貴市帰責や不可抗力・法令変更時の事業解約と同様、買い取り、所有権を取得「する」とすることを検討いただきたく存じます。	原則として市は買いとる方針ですが、使用にあたり事業者独自の交換部品を要し、交換部品の確保が保証されないような設備等に関しては買い取らないケースがあるとお考えください。
10	事業契約書 (素案)	開業準備期間開始前の解除	35	第84条	2						「熊谷市は、本施設の出来形部分が存在する場合には、検査の上、検査に合格した出来形部分の買受代金を支払い、その所有権を取得することができる。～」とありますが、当該出来形部分については、設計業務の基本設計図書や実施設計図書も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	事業契約書 (素案)	開業準備期間開始前の解除	35	第84条	2						「熊谷市は、本施設の出来形部分が存在する場合には、検査の上、検査に合格した出来形部分の買受代金を支払い、その所有権を取得することができる。～」とありますが、当該出来形部分については、出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、SPC設立費用、建中金利、金融費用等）も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	含みません。
12	事業契約書 (素案)	開業準備期間 開始前の解除	36	第84条	6						賠償額の上限を定めた趣旨を没却してしまいますので、本項は削除いただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。 違約金は賠償額の上限として設定しているものではありません。
13	事業契約書 (素案)	開業準備 期間中の解除	36	第85条	3						賠償額の上限を定めた趣旨を没却してしまいますので、本項は削除いただきますようお願いいたします。	No.12の回答を参照してください。
14	事業契約書 (素案)	維持管理・運営期間開始後の 解除	37	第86条	4						賠償額の上限を定めた趣旨を没却してしまいますので、本項は削除いただきますようお願いいたします。	No.12の回答を参照してください。
15	事業契約書 (素案)	維持管理・運営期間開始後の 一部解除に係る違約	38	第87条	2						賠償額の上限を定めた趣旨を没却してしまいますので、本項は削除いただきますようお願いいたします。	No.12の回答を参照してください。
16	事業契約書 (素案)	著作権の 侵害の防止	45	第100条	3						5行目「本契約等のいずれにも基づかない」は削除し、第101条と同様の表現となるようにしていただきたくお願いいたします。	原案のとおりとします。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第1	1	(1)	ア	(a)				
17	事業契約書（素案）	秘密保持	47	第106条	1・2						主語を「市及び事業者」として双方の義務となるように修正していただきたくお願いいたします。	原案のとおりとします。
18	事業契約書（素案）	建設工事保険	50	別紙1	1	(1)					保険契約者、被保険者に設計企業等又は工事監理企業が含められていますが、設計企業等又は工事監理企業は建設工事を実施しないため、保険契約者・被保険者欄から削除していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 設計企業や工事監理企業に帰責事由がある事象も想定されるので、削除することはできません。
19	事業契約書（素案）	第三者賠償責任保険	50	別紙1	1	(2)					保険契約者に設計企業等又は工事監理企業が含められていますが、設計企業等又は工事監理企業は建設工事を実施しないため、保険契約者欄から削除していただけないでしょうか。	No.18の回答を参照してください。
20	事業契約書（素案）	本施設整備に係る対価	52	別紙2	1	(2)	ア				SPCの開業関連費（弁護士費用、税務関連費用）は、建設期間中の事務経費として計上することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 当該費用に関しては、割賦払いの対象となります。
21	事業契約書（素案）	サービス対価B（割賦払い）	53	別紙2	1	(2)	ウ				基準金利が「TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6ヶ月 TIBOR ベース10年物（円－円）金利スワップレート（基準日午後3時）」と記載ございますが、維持管理・運営期間は約15年間のため、10年後に基準金利を見直すとの理解でよろしいでしょうか。	当該箇所については、「Refinitiv（登録商標）より提供されている午前10 時30 分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA 参照）としてJPTSRTOA=RFTB に掲示されているTONA ベース15年もの（円／円）金利スワップレート」を使用する条件に修正します。
22	事業契約書（素案）	サービス対価B（割賦払い）	53	別紙2	1	(2)	ウ				平成30年度税制改正において長期割賦販売等に該当する資産の販売等に係る延払基準の適用が廃止されたことに伴い、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価に係る消費税及び地方消費税は、施設引渡し時にその全額（延払い部分を含む）をSPCの会計に計上し、消費税を一括して申告・納付する必要があります。よって、延払いとなる割賦元本部分に係る消費税及び地方消費税相当額は、引渡時に、その総額をお支払い頂きますようご検討お願い致します。	原案のとおりとします。 市としては、施設引渡し時に交付金と起債金額の合計に相当する金額をお支払いします。この金額をどのように分配するかは、事業者の裁量であるという認識です。また、市から事業者への消費税分の支払い方法に関して、一括払いにすることを定める法制度は存在しないという認識です。事業者にとっては資材費等も事業初期に負担し、割賦で対価を受け取る形式です。消費税についても同様の扱いをしているものです。 なお、消費税込みの金額から一括払いの金額を差し引いた額を割賦元金として、割賦金利をお支払いします。
23	事業契約書（素案）	サービス対価B（割賦払い）	53	別紙2	1	(2)	ウ				サービス対価Bの基準金利について、TONA TSR10年物を用いると解しておりますが、本事業は開業準備開始から事業期間終了まで15年間を想定していることから、基準金利についてはTONA TSR15年物を用いるべきかと存じます。もしくは、事業者が金利上昇リスクを負担することがないよう、TSR10年物を採用する場合は10年後の金利見直し条項を定めるようにしていただきたく存じます。	No.21の回答を参照してください。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第1	1	(1)	ア	(a)				
24	事業契約書（素案）	サービス対価B（割賦払い）	53	別紙2	1	(2)	ウ				基準金利は、「TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6ヶ月 TIBOR ベース10年物（円－円）金利スワップレート」とありますが、「Refinitiv（登録商標）より提供されている午前10 時30 分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA 参照）として JPTSRTOA=RFTB に掲示されているTONA ベース10 年もの（円／円）金利スワップレート」ではないでしょうか。	No.21の回答を参照してください。
25	事業契約書（素案）	サービス対価B（割賦払い）	53	別紙2	1	(2)	ウ				本事業は事業期間15年であり、基準金利が10年ものを使用していますが、10年後に見直しをするということでしょうか。その場合貴市及び事業者双方の事務手続面や金利リスクを鑑み、事業期間に合わせた15年ものの基準金利を使用し、見直し無しとすることは出来ませんでしょうか。	No.21の回答を参照してください。
26	事業契約書（素案）	サービス対価B（割賦払い）	53	別紙2	1	(2)	ウ				サービス対価Bの元金に係る消費税及び地方消費税の支払方法について、「長期割賦販売等に係る延払基準」が廃止されたことを考慮していただき、当該割賦元金に係る消費税及び地方消費税は、一時金の支払いと同じタイミングで一括して支払われる建付けでお願いできないでしょうか。 万一、割賦元金に係る消費税及び地方消費税が、一時金と同じタイミングで一括してお支払いいただけない場合（事業期間にわたり平準化して支払われる場合）、消費税及び地方消費税相当額を金融機関から借入する必要がありますが、貴市がSPCに支払う消費税及び地方消費税には割賦金利が付かないことから、施設整備に係るサービス対価では毎回の借入元金と借入利息を返済できないという問題が発生するためです。	No.22の回答を参照してください。
27	事業契約書（素案）	サービス対価の改定	57	別紙2	3						サービス対価A1の物価変動時の改定について、その改定分はサービス対価Bの増減によって対応されるものと解しておりますが、大幅な物価上昇が発生した場合に一括払いであるサービス対価A1の増額分が割賦で支払われると、事業者が追加で資金調達をする必要が発生しうることから、一括払いのサービス対価の物価変動による改定は、一括払いで対応することを検討いただきたく存じます。	原案のとおりとします。 市が一般財源から負担することなく、交付金と起債金の相当額については一括で支払うこととしています。したがって、一括払いの金額を物価変動によって増減することは想定しておりません。 なお、サービス対価Bの改定に関しては、極めて急激な物価上昇という特殊事情による改定がない限りは、予め定める区切りの良い時期に改定を実施する想定です。現時点ではサービス対価Bの支払い前の最終改定は令和10年1月を想定しており、これに相当する融資実行の半年以上前とする方針です。このスケジュールを踏まえ融資条件やプロセス等をご検討ください。
28	事業契約書（素案）	サービス対価B（割賦支払）の改定	57	別紙2	3	(2)					物価変動に伴う改定の対象に調理設備調達業務、調理備品調達業務及び学校配膳室の什器、備品等調達業務が含まれていることを確認させてください。	ご理解のとおりです。指摘いただいた業務を明記します。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第1	1	(1)	ア	(a)				
29	事業契約書（素案）	サービス対価B（割賦支払）の改定 対象となる費用	57	別紙2	3	(2)	ア		①		「対象となる費用設計費、工事監理費、開業費などを除いた、直接工事費及び共通費などの直接工事施工に必要となる経費とする（解体工事、建築工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水設備工事など各種工事を含む。）。」と記載されておりますが、各種工事に「調理設備調達業務費、調理備品調達業務費、食器・食缶調達業務費、事務備品調達業務費」も含まれておりますでしょうか。含まれておりますでしょうか。 万が一含まれていない場合は、昨今の物価高は企業努力だけでは対応する事が困難であり、内閣府等からも適性やスライド条項の運用の配慮をしていただくよう通達も出ておりますのでご対応していただけるようお願い申し上げます。	No.28の回答を参照してください。
30	事業契約書（素案）	サービス対価B（割賦支払）の改定 改定方法	58	別紙2	3	(2)	ア		③		サービス対価Bの支払いについて、サービス改定の基準時点を契約締結日の属する月でなく、入札公告日として頂けないでしょうか。 また、事業者がスライドの申請を複数回申請させて頂けないでしょうか。	前段について、誤記がありましたので、基準日を「募集公告日」に修正します。 後段について、各工区の着工予定日、及び令和9年1月に申請機会を設けます。また、これ以外に物価上昇が10%を超えるような場合には、随時の申請を認める方針です。
31	事業契約書（素案）	サービス対価B（割賦支払）の改定 改定方法	58	別紙2	3	(2)	ア		③		サービス対価Bの改訂の基準となる月が「契約締結日の属する月の指標値（令和10年12月と想定）」とありますが、昨今の物価上昇については数か月であっても急上昇する可能性があります。入札する事業費については提案書提出（令和10年7月）の物価で積算していますので、改定の基準日が契約締結日の月となった場合、約半年分の物価上昇分を事業者が負担しなければならなくなります。 改定日の基準を少なくとも「提案書提出日の属する月」として頂くことはできませんでしょうか。	No.30の回答を参照してください。
32	事業契約書（素案）	サービス対価B（割賦支払）の改定 改定方法	58	別紙2	3	(2)	ア		③		サービス対価Bの改定に関しては調理設備や備品の費用についても含まれているという理解で宜しいでしょうか。 含まれていない場合につきましては調理設備や備品についても同様に物価の変動が考えられますので指標をお示し頂けますようお願いします。	前段について、No.28の回答を参照してください。後段について、調理設備は日本銀行統計調査局による企業向け物価指数（生活関連産業用機械）、調理備品等は同（食缶）を指標として用いる方針です。
33	事業契約書（素案）	サービス対価B（割賦支払）の改定 改定方法	58	別紙2	3	(2)	ア		③		物価変動によるサービス対価の改定について、その改定の初回起算日を契約締結日の属する月としております。本事業は入札公告から事業契約まで、およそ8カ月程度の開きが予想されており、当該起算日では事業者の事業者の提案価格に対して同期間の物価上昇が反映できないことから、物価改定の起算日については、貴市の債務負担行為設定日若しくは入札公告日としていただくよう、検討していただきたく存じます。 なお、物価変動によるサービス対価の改定の初回起算日に関しては、2023年12月15日に日本PPP・PFI協会も内閣府に対して提言を行っておりますのでご参考にしていただければと存じます。	No.30の回答を参照してください。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第1	1	(1)	ア	(a)				
34	事業契約書 (素案)	サービス対価B(割賦支払)の改定 改定方法	58	別紙2	3	(2)	ア		③		物価改定手続きについて「契約締結日の属する月の指標値と本施設の着工日の属する月の指標値を比較し」との記載がありますが、物価変動をより的確に反映すべく、内閣府が令和6年6月3日に公表した「契約に関するガイドライン」に基づき、基準となる月は「契約締結日の属する月」ではなく「入札公告日の属する月」としていただけないでしょうか。	No.30の回答を参照してください。
35	事業契約書 (素案)	サービス対価E (一括払い)の 改定	58	別紙2	3	(4)					サービス対価Eの改訂の基準となる月が「契約締結日の属する年度の9月」とありますが、昨今の物価上昇については数か月であっても急上昇する可能性があります。入札する事業費については提案書提出(令和10年7月)の物価で積算していますので、改定の基準日が契約締結日の月となった場合、約2か月分の物価上昇分を事業者が負担しなければならなくなります。 改定日の基準を少なくとも「提案書提出日の属する月」として頂くことはできませんでしょうか。	No.30の回答を参照してください。
36	事業契約書 (素案)	サービス対価F (固定料金) 及び サービス対価G (変動料金)の 改定 令和N年度の 改定方法	59	別紙2	3	(5)	ウ				サービス対価Fの初年度の改訂の基準となる月が「契約締結日の属する年度の9月」とありますが、昨今の物価上昇については数か月であっても急上昇する可能性があります。入札する事業費については提案書提出(令和10年7月)の物価で積算していますので、改定の基準日が契約締結日の月となった場合、約2か月分の物価上昇分を事業者が負担しなければならなくなります。 改定日の基準を少なくとも「提案書提出日の属する月」として頂くことはできませんでしょうか。	No.30の回答を参照してください。
37	事業契約書 (素案)	保証書の様式	72	様式3							事業者の解散は市の承認事項になっていることから「なお書き」は不要かと思われますので削除をお願いいたします。	原案のとおりとします。